

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合(別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と 接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
香南市	香南市	(1) のいち・山北線	のいち駅	野市中央 病院前	山北クリ ニック前	往路 7.5km 復路 7.5km	362日	2,660.0回	○		路線定期	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(2) のいち中部循環線	のいち駅	野市 整形前	のいち駅	【循環線】 2.5km	244日	1,952.0回	○		路線定期	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(3) のいち・山南線	のいち駅	自衛隊 前	のいち駅	【循環線】 13.3km	362日	2,054.0回	○		路線定期	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(4) のいち動物公園線	のいち駅	のいち 動物公園	のいち駅	【循環線】 3.9km	115日	920.0回	○		路線定期	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(5) 徳王子線	—	香我美町	—	— —	290日	841回	○		区域	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(6) 山北・西川線	—	香我美町	—	— —	344日	1376回	○		区域	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(7) 東川線	—	香我美町	—	— —	247日	635回	○		区域	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(8) 深淵・母代寺線	—	野市町	—	— —	175日	503回	○		区域	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(9) のいち西部線	—	野市町	—	— —	174日	568回	○		区域	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(10) 吉原・横井線	—	吉川町	—	— —	115日	334回	○		区域	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(11) 古川・赤岡西部線	—	赤岡町	—	— —	115日	334回	○		区域	①	野市龍河洞通にて補助対象地域 間幹線系統の高知東部交通安芸 線と接続	
		(12) 夜須中部線	—	夜須町	—	— —	93日	185回	○		区域	①	夜須駅にて補助対象地域間幹線 系統の高知東部交通安芸線と接 続	
		(13) 手結・住吉線	—	夜須町	—	— —	32日	65回	○		区域	①	夜須駅にて補助対象地域間幹線 系統の高知東部交通安芸線と接 続	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	香南市
-------	-----

人口	32,207	人口集中地区以外	13,124
交通不便地域等			

(単位:人)

人口	2,504人	旧 赤岡町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
5,833人	旧 香我美町	山村振興法	
3,244人	旧 夜須町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	
1,543人	旧 吉川村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	

交通不便地域等の内訳

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
香南市地域公共交通計画	令和4年3月14日	
香南市地域公共交通利便増進実施計画	令和5年9月6日	令和6年度

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ)(1)に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ)(2)(2)(実施要領の2.(1)⑪)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ)(2)(1)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ)(2)(1)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

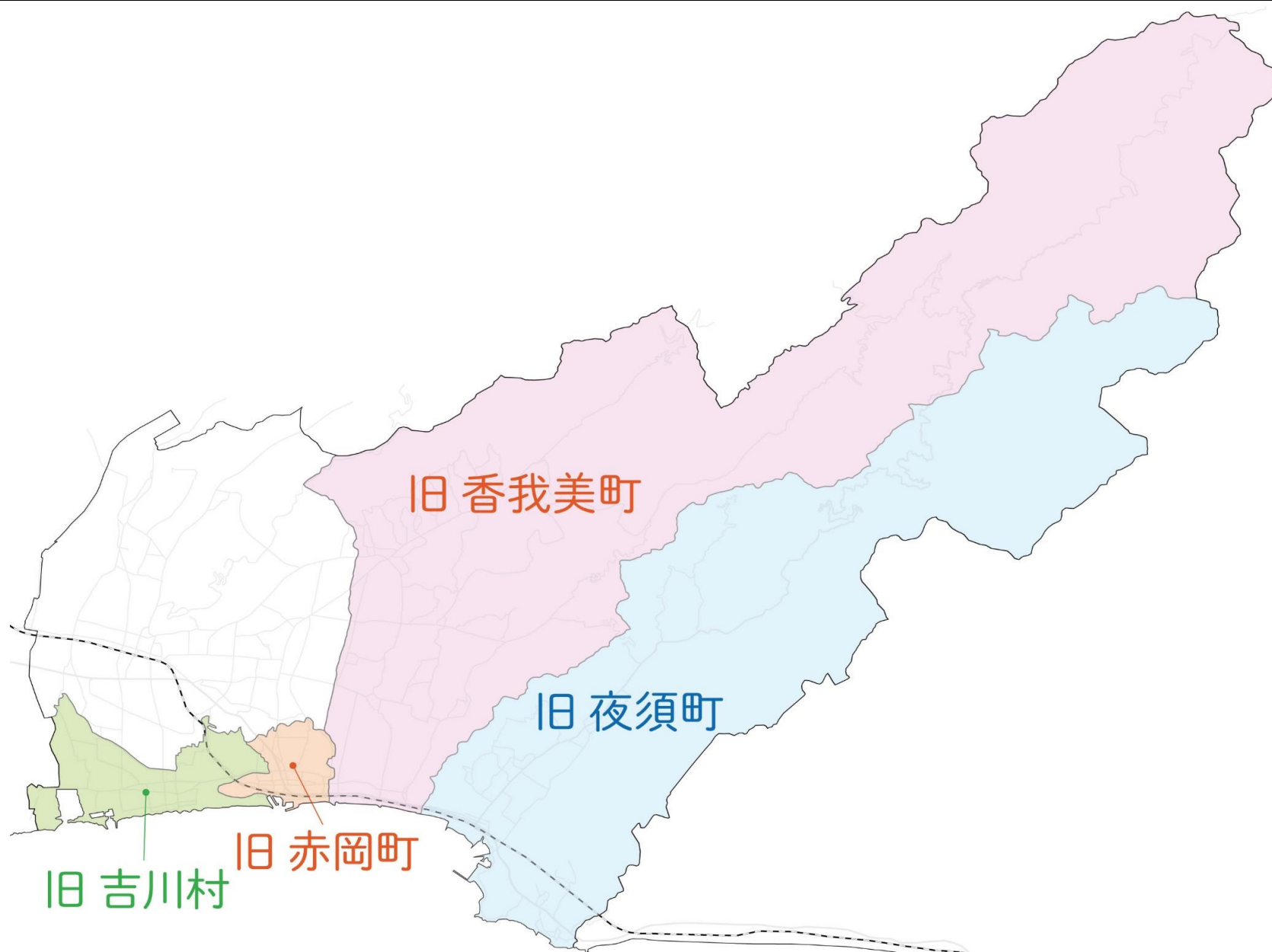
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外」の地区及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

交通不便地域の区分図（旧赤岡町、旧香我美町、旧夜須町、旧吉川村）



補足資料：香南市予約式乗合タクシー路線〔区域運行〕令和９年度計画運行回数設定について

徳王子線運行実績 〔毎日運行〕	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和９年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	—	新路線のため運行実績なし 既存路線の運行状況から計画運行回数を841回、計画運行日数を290日とする。
運行実績回数	—	
運行実績：利用者数実数	—	
1日当たりの利用者数	—	
1回当たりの利用者数	—	

山北・西川線運行実績 〔毎日運行〕	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和９年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	—	新路線のため運行実績なし 既存路線の運行状況から計画運行回数を1,376回、計画運行日数を344日とする。
運行実績回数	—	
運行実績：利用者数実数	—	
1日当たりの利用者数	—	
1回当たりの利用者数	—	

東川線運行実績 〔毎日運行〕	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和９年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	178	令和９年度から月・水・金・土・日・祝運行から毎日運行に変更 令和６年10月から令和７年９月までの実績から計画運行回数を635回とする。 令和６年10月から令和７年９月までの実績から１日当たりの平均運行回数は2.57回 (458回/178日)であるため計画運行日数を247日とする。
運行実績回数	458	
運行実績：利用者数実数	560	
1日当たりの利用者数	3.15	
1回当たりの利用者数	1.22	

深淵・母代寺線 運行実績 [火・木・金・土 運行]	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和 9 年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	179	令和 6 年10月から令和 7 年 9 月までの実績から計画運行回数を503回とする。 令和 6 年10月から令和 7 年 9 月までの実績から 1 日当たりの平均運行回数は2. 87回 (513回/179日) であるため計画運行日数を175日とする。
運行実績回数	513	
運行実績：利用者数実数	597	
1日当たりの利用者数	3. 34	
1回当たりの利用者数	1. 16	

のいち西部線 運行実績 [火・木・金・土 運行]	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和 9 年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	177	令和 6 年10月から令和 7 年 9 月までの実績から計画運行回数を568回とする。 令和 6 年10月から令和 7 年 9 月までの実績から 1 日当たりの平均運行回数は3. 27回 (579回/177日) であるため計画運行日数を174日とする。
運行実績回数	579	
運行実績：利用者数実数	919	
1日当たりの利用者数	5. 19	
1回当たりの利用者数	1. 59	

吉原・横井線 運行実績 [月・水・木 運行]	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和 9 年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	—	新路線のため運行実績なし 既存路線の運行状況から計画運行回数を334回、計画運行日数を115日とする。
運行実績回数	—	
運行実績：利用者数実数	—	
1日当たりの利用者数	—	
1回当たりの利用者数	—	

古川・赤岡西部線 運行実績 [月・水・木 運行]	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和９年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	—	新路線のため運行実績なし 既存路線の運行状況から計画運行回数を334回、計画運行日数を115日とする。
運行実績回数	—	
運行実績：利用者数実数	—	
1日当たりの利用者数	—	
1回当たりの利用者数	—	

夜須中部線 運行実績 [月・水・金・日 運行]	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和９年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	91	令和６年10月から令和７年９月までの実績から計画運行回数を185回とする。 令和６年10月から令和７年９月までの実績から１日当たりの平均運行回数は1.99回 (181回/91日)であるため計画運行日数を93日とする。
運行実績回数	181	
運行実績：利用者数実数	195	
1日当たりの利用者数	2.14	
1回当たりの利用者数	1.08	

手結・住吉線 運行実績 [火・木・土 運行]	実績 R6. 10. 1～R7. 9. 30	令和９年度の計画運行回数設定の考え方
運行実績日数	33	令和６年10月から令和７年９月までの実績から計画運行回数を65回とする。 令和６年10月から令和７年９月までの実績から１日当たりの平均運行回数は2.03回 (67回/33日)であるため計画運行日数を32日とする。
運行実績回数	67	
運行実績：利用者数実数	71	
1日当たりの利用者数	2.15	
1回当たりの利用者数	1.06	